

内閣参質一八〇第九六号

平成二十四年五月十一日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員若林健太君提出A I J投資顧問及びアイティーエム証券による企業年金資金消失問題における証券取引等監視委員会の対応等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員若林健太君提出A I J投資顧問及びアイティーエム証券による企業年金資金消失問題における証券取引等監視委員会の対応等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

証券取引等監視委員会は、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護のため、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に基づき登録された金融商品取引業者等の業務又は財産の状況等の検査を行っており、検査の結果、重大な法令違反行為等が認められた場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を求める勧告を行い、その概要を公表しているが、そのようなものを除いて、検査の内容等については、被検査法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあること、今後の検査において正確な事実の把握を困難にするおそれがあること等から、公表していないところである。したがって、御指摘の検査に関するお尋ねについては、答弁を差し控えたい。

